

平成30年6月22日

居宅介護支援事業所 各位

知立市長寿介護課

宅配給食サービス事業者の新規参入について（通知）

日ごろは、本市高齢者福祉行政の推進について、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

昨年度の会議で少し触れましたが、平成30年4月より、正式に2事業者が新規に宅配給食サービス事業の事業者として参入しました。半年間は、新規受付の方のみの利用となり、現在利用中の方の業者変更は10月利用分より開始しますので、よろしくお願ひします。

なお、宅配給食サービスは、ご存知のとおり、市の高齢者福祉サービスとして、安否確認も併せて実施しています。そのため、事業者を頻繁に変更することは、利用者の状況を把握している配達員も頻繁に変更することにつながりますので、むやみな変更は避けてくださるようご協力をお願いいたします。

なお、手続き等の詳細については、別紙のとおりです。

また、ご不明な点がございましたら下記連絡先へお問合せください。

【連絡先】 知立市役所 長寿介護課 長寿企画係

電 話 (0566) 95-0150 (ダイヤル)

知立市宅配給食事業の申請手続き等について（H30年度～）

【利用できる事業者】

事業者名	連絡先
魚初	TEL 0566-83-1011 FAX 0566-83-0603
まごころ弁当知立店	TEL 0566-45-6013 FAX 0566-45-6014
配食のふれ愛 知立店（新規）	TEL 0566-45-5610 FAX 0566-45-5610
宅配クック123 知立刈谷店（新規）	TEL 0566-93-3277 FAX 0566-93-3276

※治療食・特別食の内容については別紙を参照してください。

平成30年4月～9月までは新規参入2社は新規受付分のみとし、事業者変更の受付は、平成30年10月配達分からとする。（事業者変更は2週間前までの申請となりますので、変更日の2週間前までには変更申請が必要です。

【申請等手続方法】

・新規、変更（事業者変更以外）は利用開始日の1週間前までに市へ申請してください。

日付に余裕がある場合、提出時刻は市役所開庁時間内ならいつでも構いませんが、1週間前の期限日に提出する場合は午前中に提出して下さい。（閉庁時刻ぎりぎりに提出する方がありますが、業者に5時までに決定通知を送ることになっておりますので、決裁等の事務時間がありません。）

- ・新規、変更（回数が増減する場合のみ）はアセスメント票（直近のサービス利用票の写し又は介護予防サービス計画書添付）を併せて提出してください。
- ・キャンセルの場合は、前日の5時までに事業者へ直接連絡してください。
- ・一時中止の場合、1ヶ月以内は事業者への連絡のみでよいが、1ヶ月超える場合は、中止届を市へ提出してください。
- ・継続利用者のアセスメント票は、6ヶ月ごとに市へ提出してください。

【事業者のみ変更の手続方法】

- 変更利用開始日の2週間前までに市へ変更申請書を提出してください。(アセスメント票は必要ありません。)
- 事業者を変更する場合は、現事業者の利用が1ヶ月以上ないと変更できません。
- 事業者の変更は、原則として同一年度2回までとします。(2回目の変更は要相談)
- 食券は引き続き利用ができます。

【食券の販売・払戻】

- 食券(3,000円/10枚綴)は業者又は長寿介護課で購入してください。
- 未使用の食券の払い戻しは、利用者が市で手続きを行ってください。(口座振込にて返金)